

証券コード 7646
平成26年12月1日

株 主 各 位

福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1

株式会社 **PLANT**

代表取締役社長 三ッ田 勝 規

第33期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第33期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年12月17日（水曜日）午後5時30分までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年12月18日（木曜日）午前10時
2. 場 所 福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1
株式会社 P L A N T 本社 3階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第33期（平成25年9月21日から平成26年9月20日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役11名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.plant-co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成25年9月21日から)
(平成26年9月20日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度（自平成25年9月21日 至平成26年9月20日）におけるわが国経済は、政府による経済政策や日銀による金融緩和を背景に、円安・株高の影響から、主に輸出企業を中心とした景況回復の兆しが見えてきましたが、不安定な海外情勢や円安による原材料の上昇などの影響により、先行きは依然として不透明な状況で推移しました。小売業界におきましては、4月以降消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動による売上の落ち込みが見られ、また生活必需品に関しては節約志向が醸成され、依然として厳しい経営環境下にあります。また、株価上昇による資産効果や消費マインドの好転を背景にして都市部においては高額品消費に一部回復の兆しが見えるものの、当社の店舗が所在するいわゆる地方においては勤労者の所得はまだ改善が見られず、日々の買い物には慎重で、生活防衛意識を払拭するには至っておりません。

このような状況のもと、当社の経営理念である、地域の皆様にとっての『暮らしの拠りどころとなる店づくり』を柱として、安さと豊富な品揃えに特に努めてまいりました。消費税増税前においては、駆け込み需要に対応すべく安定的な商品確保に努め、欠品により、お客様にご迷惑や混乱が生じないよう配慮すると共に、まとめ買い商品にはお得な価格設定をするなど一層の営業拡販を行いました。また消費税増税後は、駆け込み需要の反動を最小限に押さえるべく、来店客数のアップを目指して、当社の最大の武器の一つとなっている惣菜の「100円バイキング」（100g当たり）を大型店のほとんどの店舗で実施するようにしたほか、販促チラシにおきましても、食品を中心に尚一層魅力ある価格をアピールしてまいりました。

また当社は、昨年11月に三重県志摩市に「スーパーセンターPLANT志摩店」、今年3月に香川県善通寺市に「スーパーセンターPLANT善通寺店」を新設いたしました。この結果、当事業年度末の当社店舗は、福井県に

8店舗、石川県に2店舗、富山県に1店舗、新潟県に4店舗、福島県に1店舗、岐阜県に1店舗、京都府に1店舗、三重県に1店舗、香川県に1店舗、岡山県に1店舗、鳥取県に1店舗の合計11府県22店舗(休止中1店舗を除く)となっております。

以上の結果、当事業年度における経営成績は、売上高は82,948百万円と前事業年度比4.3%の増加となりました。

利益におきましては、営業利益は2,684百万円(前事業年度比2.6%減)、経常利益は2,774百万円(前事業年度比1.2%増)、当期純利益は1,633百万円(前事業年度比14.4%減)となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額(リース資産を含む)は、2,617百万円であります。その主なものは、スーパーセンターP L A N T志摩店・善通寺店・淡路店(平成26年9月21日新設)の開店に伴う設備投資であります。

③ 資金調達の状況

スーパーセンターP L A N T善通寺店の開店に伴う設備資金として、金融機関より長期借入金として250百万円の調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第30期 (平成23年9月期)	第31期 (平成24年9月期)	第32期 (平成25年9月期)	第33期 (当事業年度) (平成26年9月期)
売上高(百万円)	82,375	80,804	79,516	82,948
経常利益(百万円)	2,850	2,917	2,741	2,774
当期純利益(百万円)	46	1,625	1,909	1,633
1株当たり当期純利益(円)	6.92	236.21	239.25	204.76
総資産(百万円)	34,887	37,370	36,065	38,507
純資産(百万円)	7,560	9,639	11,311	12,672
1株当たり純資産額(円)	1,115.08	1,208.02	1,417.50	1,588.05

(3) 対処すべき課題

「改正まちづくり三法」により当社の特徴であった巨大な売場面積での出店が事実上困難となり、また、平成15年からの積極的な出店政策により、有利子負債が増加し、自己資本比率の低下を招きましたが、収益面では順調に推移することができ、結果、有利子負債の削減も進んでおります。

このような中、当社としましては、次のような課題が最重要項目であると考えております。

①収益力の強化

「安さと品揃え」を徹底追求する商品政策とこれまで以上にお客様のご支持をいただける店舗政策を実践してまいります。

②有利子負債の削減

設備投資については厳選をしながら対応することとし、営業活動によるキャッシュ・フローは極力有利子負債の削減に充当してまいります。

③新型店舗の開発

「改正まちづくり三法」の規制に準拠する1万㎡規模の新店を出店するほか、既存の当社大型店を核とした商圈内に、お客様の様々なお買物局面を想定し、それらに対応可能な業態での中型、小型の店舗開発も並行して進めていく必要があると考えております。

④人材育成

成長戦略に基づき新規出店しており、人材の確保、育成は重要な経営課題であります。特に接客レベルの向上は、お客様のご支持をいただける優先課題であると考えており、従業員教育を積極的に行ってまいります。

(4) 主要な事業内容（平成26年9月20日現在）

当社は、生活必需品の小売販売を行う総合ディスカウントストアを事業としております。衣食住のあらゆる分野にわたり網羅的に生活必需品を取扱うスーパーセンターを中心に、生活雑貨・小物を取り扱うジョイフルストア及びホームセンターの3業態をもって、地域密着型の営業展開を行っております。

店舗の出店・増床に関しては、売場面積が1,000㎡を超えますと「大規模小売店舗立地法」（以下、「大店立地法」）が適用され、都市計画・交通・地域環境等の観点から規制を受けることとなります。

なお、平成26年9月20日現在、小型店3店舗を除く20店舗が大店立地法の規制の対象となっております。また、今後の出店を計画している店舗も、同法の規制対象となるため、関係法規の趣旨に則り地元とも調整を図りつつ、店舗展開を進めていく方針であります。

(5) 主要な事業所（平成26年9月20日現在）

① 本社

福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1

② 営業所

名	称	所在地
ジョイフルストアー	み っ た 春 江 店	福井県坂井市
ジョイフルストアー	み っ た 丸 岡 店	福井県坂井市
ジョイフルストアー	み っ た みゆき店	福井県福井市
ジョイフルストアー	み っ た 開 発 店	福井県福井市
ホームセンター	P L A N T - 1 鯖 江 店	福井県鯖江市
スーパーセンター	P L A N T - 2 坂 井 店	福井県坂井市
スーパーセンター	P L A N T - 2 上 中 店	福井県三方上中郡若狭町
スーパーセンター	P L A N T - 3 津 幡 店	石川県河北郡津幡町
スーパーセンター	P L A N T - 3 川 北 店	石川県能美郡川北町
スーパーセンター	P L A N T - 3 滑 川 店	富山県滑川市
スーパーセンター	P L A N T - 3 清 水 店	福井県福井市
スーパーセンター	P L A N T - 3 福 知 山 店	京都府福知山市
スーパーセンター	P L A N T - 4 聖 籠 店	新潟県北蒲原郡聖籠町
スーパーセンター	P L A N T - 4 大 熊 店	福島県双葉郡大熊町
スーパーセンター	P L A N T - 5 見 附 店	新潟県見附市
スーパーセンター	P L A N T - 5 境 港 店	鳥取県境港市
スーパーセンター	P L A N T - 5 横 越 店	新潟県新潟市江南区
スーパーセンター	P L A N T - 5 大 玉 店	福島県安達郡大玉村
スーパーセンター	P L A N T - 5 鏡 野 店	岡山県苫田郡鏡野町
スーパーセンター	P L A N T - 5 刈 羽 店	新潟県刈羽郡刈羽村
スーパーセンター	P L A N T - 6 瑞 穂 店	岐阜県瑞穂市
スーパーセンター	P L A N T 志 摩 店	三重県志摩市
スーパーセンター	P L A N T 善 通 寺 店	香川県善通寺市

(注) 福島第一原発の事故により帰還困難区域（旧警戒区域）に立地している「P L A N T - 4 大熊店」は現在営業を休止しております。

(6) 従業員の状況（平成26年9月20日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
599名	9名減	40.7歳	9.0年

(注) 上記従業員数には、パートタイマー2,020名及びアルバイト1,017名は含まれておりません。

(7) 主要な借入先の状況（平成26年9月20日現在）

借入先	借入金額
株式会社福井銀行	6,028百万円
株式会社日本政策投資銀行	525
三井住友信託銀行株式会社	500
株式会社福邦銀行	500
株式会社三井住友銀行	460
株式会社北越銀行	452
株式会社三菱東京UFJ銀行	385
株式会社りそな銀行	385
株式会社北國銀行	308

2. 株式の状況（平成26年9月20日現在）

- (1) 発行可能株式総数 23,120,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,980,000株
- (3) 株主数 2,534名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社ワイ・ティ・エー	2,024,200株	25.37%
P L A N T 従業員持株会	331,500	4.15
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口）	309,200	3.87
CREDIT SUISSE AG ZURICH FOR AIF FUNDS	220,000	2.76
三ッ田 勝 規	200,000	2.51
三ッ田 美代子	200,000	2.51
三ッ田 佳史	200,000	2.51
三ッ田 泰二	200,000	2.51
浅野 守太郎	180,000	2.26
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	179,800	2.25

(注) 持株比率は自己株式（196株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員等の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成26年9月20日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	三ッ田 勝 規	
専務取締役	松 田 恭 和	社長室 兼 部長
常務取締役	浅 野 守 太郎	営業本部長兼営業開発部長兼 店舗運営部長
常務取締役	河 合 寛 政	営業本部ストアプランニング部長
常務取締役	黄 倉 金 一 郎	商品本部長
取締役	三ッ田 佳 史	商品本部ノンフーズ部長
取締役	三ッ田 泰 二	商品本部食品部長
取締役	堂 前 直 樹	管理本部経理部長
取締役	朝 倉 啓 充	営業本部店舗運営部 西日本地区エリアマネージャー
取締役	島 田 俊 一	営業本部店舗運営部 東日本地区エリアマネージャー
常勤監査役	佐 藤 岩 雄	
監査役	西 川 承	西川公認会計士事務所 所長 福井コンピュータホールディングス株式会社 社外監査役
監査役	白 崎 利 宗	白崎税理士事務所 所長

- (注) 1. 社外取締役森口吉治氏は、平成26年1月20日をもって辞任により退任いたしました。
2. 監査役のうち西川 承氏及び白崎利宗氏は、社外監査役であります。
3. 監査役西川 承氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関し相当程度の知見を有しております。
4. 監査役白崎利宗氏は、税理士であり、財務及び会計に関し相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、東京証券取引所に対して、監査役西川 承氏及び監査役白崎利宗氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

(2) 社外役員の重要な兼職の状況及び当社と当該兼職先との関係

森口吉治氏は、森口法務行政総合事務所所長を兼務しておりましたが、当社と同事務所の間には取引関係はありません。

西川 承氏は、西川公認会計士事務所所長及び福井コンピュータホールディングス株式会社社外監査役を兼務しており、当社と同事務所及び同社の間には取引関係はありません。

白崎利宗氏は、白崎税理士事務所所長を兼務しており、当社と同事務所の間には取引関係はありません。

(3) 社外役員の当該事業年度における活動状況

氏名	地位	主な活動状況
西川 承	社外監査役	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回に、また、監査役会14回のうち14回に出席し、西川公認会計士事務所所長としての経験等に基づき、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
白崎利宗	社外監査役	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回に、また、監査役会14回のうち14回に出席し、白崎税理士事務所所長としての経験等に基づき、審議に関して必要な発言を適宜行っております。

(注) 社外取締役森口吉治氏は、平成26年1月20日をもって辞任により退任いたしました。同氏の社外取締役在任期間中に開催された取締役会1回には、本人都合により欠席しております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額としております。

また、当社は、平成26年1月20日をもって辞任により退任いたしました社外取締役森口吉治氏との間で、当該契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額としております。

(5) 取締役及び監査役の当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役	12名	132百万円	(うち、社外取締役2名、0百万円)
監査役	3	9	(うち、社外監査役2名、3百万円)
合計	15	142	(うち、社外役員4名、4百万円)

(注) 1. 上記には、平成25年12月18日開催の第32期定時株主総会の終結の時をもって辞任により退任した社外取締役1名、平成26年1月20日をもって辞任により退任した社外取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成9年12月19日開催の第16期定時株主総会において年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成9年12月19日開催の第16期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	24百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24

(注) 当社は会社法に基づく監査に対する報酬等の額と、金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を明確に区分することが困難なため、公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

上記の場合のほか、会計監査人に監査の遂行に支障を来たす事由が生じたと認められる場合又は当社に監査契約を継続しがたい合理的な事由が生じた場合には、取締役は監査役会の同意を得て、又は監査役会の請求により会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提出します。

6. 業務の適正を確保する為の体制

(内部統制システム構築に関する基本方針)

(1) 取締役・使用人の職務の執行が「法令」及び「定款」に適合することを確保する為の体制

当社は、企業の「行動規範」を制定し、代表取締役がその精神を全従業員に継続的に伝達することにより、法令や社会規範の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

代表取締役は、総務部担当取締役をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、総務部がコンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたる。

監査役及び内部監査室は連携して、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。

取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

また当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な取扱いを行なわない旨等を規定する「内部通報者保護規程」を制定している。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理についての総括責任者に、総務部担当取締役を任命する。取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は「文書取扱規程」及び「情報システム管理規程」に定め、これに従い当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し、整理保存する。

監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

「文書取扱規程」及び「情報システム管理規程」並びに関連規程は、必要に応じて適時見直し改善を図るものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程とその他の体制

代表取締役は社長室長をリスク管理に関する総括責任者に任命し、各部門の担当取締役と共に、カテゴリ毎のリスクを体系的に管理する為、既存の「経理規程」・「販売管理規程」・「安全衛生委員会に関する規則」等に加え、必要な「リスク管理規程」・「食品衛生管理規程」を制定している。

特に、「リスク管理規程」の中で設置した「中央リスク管理委員会」（委員長は社長室長が兼務する）では、当社として可能性のある、経済状況、価格競争、商品調達力、法的規制、市場リスク、重要訴訟、災害、環境及び情報管理等のリスクを、リスク毎に対応部門を定め、各部門においてはリスク管理責任者の指示の下、リスク管理の為に必要かつ適正な体制（「マニュアル」や「ガイドライン」等）を整備している。万が一、上記各リスクが発生した場合には、「中央リスク管理委員会」の委員長の指揮監督の下、それぞれの対応部門のリスク管理責任者は直ちに、損害の発生を最小限に止める為の必要かつ適正な対応を取ることとした。

監査役及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、必要に応じて、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保する為の体制

代表取締役は、総務部担当取締役を、取締役の職務の効率性に関する総括責任者に任命し、「中期経営計画」及び「年次経営計画」に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行なわれるよう監督する。各部門担当取締役は、経営計画に基づき、各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。総括責任者はその遂行状況を各部門担当取締役に、取締役会において定期的に報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析と、その改善を図っていく。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査室員を、監査役を補助すべき使用人として指名することが出来る。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をする為の体制、その他の監査役への報告に関する体制、及び監査役の監査が実効的に行なわれることを確保する為の体制

取締役及び使用人は、次の事項を「法令」及び「監査役会規程」並びに「監査役監査基準」等社内規程に基づき、監査役に報告するものとする。

- ① 当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- ② 不正行為や重要な法令並びに定款に対する違反行為を認知した事項
- ③ 取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項
- ④ 重要な各部門の月次報告、重要な会計方針・会計基準及びその変更事項
- ⑤ 内部監査の実施状況、その他必要な各部門の重要事項

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握する為、取締役会及びその他の重要会議に出席すると共に、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとする。

また、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保すると共に、監査役は内部監査室及び顧問弁護士・会計監査人と緊密な連携を保ちながら、自らの監査成果の達成を図る。

(7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、地域住民の生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力には、役員及び従業員も一体となって組織的に対応する。もって不当要求を毅然たる態度で拒絶すると共に、当社の持続的な健全経営を確保する。

その整備状況として「企業の行動規範」に反社会的勢力の排除、「従業員のコンプライアンス・マニュアル」に反社会的行為への関与の禁止等を規定化している。また、総務部を主幹部署とし、各種情報収集、社内各部門からの対応の指導、警察及び顧問弁護士等との連携等を行う。

貸借対照表

(平成26年9月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,325	流動負債	12,314
現金及び預金	8,108	支払手形	700
売掛金	342	電子記録債務	711
リース投資資産	20	買掛金	6,011
商品	7,137	1年内返済予定の長期借入金	1,691
貯蔵品	5	リース債務	120
前払費用	108	未払金	452
未収入金	336	未払費用	835
繰延税金資産	258	未払法人税等	376
その他	8	未払消費税等	149
固定資産	22,181	預り金	81
有形固定資産	16,555	前受収益	17
建物	18,996	賞与引当金	451
構築物	2,596	リース資産減損勘定	14
機械及び装置	49	設備電子記録債務	575
車両運搬具	75	その他	126
工具器具備品	904	固定負債	13,520
土地	5,424	長期借入金	8,202
リース資産	561	リース債務	499
建設仮勘定	1,158	退職給付引当金	1,046
減価償却累計額	△13,210	長期未払金	954
無形固定資産	1,258	長期預り敷金保証金	541
借地権	1,177	資産除去債務	2,242
ソフトウェア	74	長期リース資産減損勘定	34
その他	5	負債合計	25,835
投資その他の資産	4,367	(純資産の部)	
投資有価証券	26	株主資本	12,671
出資金	3	資本金	1,358
リース投資資産	347	資本剰余金	1,518
長期前払費用	108	資本準備金	1,518
繰延税金資産	1,750	利益剰余金	9,794
敷金及び保証金	2,068	利益準備金	257
保険積立金	63	その他利益剰余金	9,537
資産合計	38,507	固定資産圧縮積立金	71
		別途積立金	3,141
		繰越利益剰余金	6,324
		自己株式	△0
		評価・換算差額等	0
		その他有価証券評価差額金	0
		純資産合計	12,672
		負債及び純資産合計	38,507

損 益 計 算 書

(平成25年9月21日から)
(平成26年9月20日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		
商品売上高	82,639	
不動産賃貸収入	308	82,948
売 上 原 価		
商品売上原価	66,459	
不動産賃貸原価	56	66,516
売 上 総 利 益		16,431
販売費及び一般管理費		13,746
営業利益		2,684
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	17	
受取手数料	124	
助成金収入	68	
その他の他	59	269
営 業 外 費 用		
支払利息	160	
その他の他	20	180
経常利益		2,774
特 別 利 益		
受取損害賠償金	18	18
特 別 損 失		
出店計画中止損	56	56
税引前当期純利益		2,736
法人税、住民税及び事業税	1,031	
法人税等調整額	71	1,102
当 期 純 利 益		1,633

株主資本等変動計算書

(平成25年9月21日から)
(平成26年9月20日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									評 価 ・ 算 等 換 差 額 等 そ の 他 証 券 価 金 有 評 差 額	純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 利 余 金	利 益 剰 余 金					自 株 己 式 株 資 合 主 本 計	株 資 合 主 本 計		
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 剰 余 益 金 計				
				固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 上 剰 余 金					
平成25年9月21日 残高	1,358	1,518	257	72	3,141	4,963	8,435	△0	11,313	△1	11,311
事業年度中の変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩				△1		1	－		－		－
剰余金の配当						△275	△275		△275		△275
当期純利益						1,633	1,633		1,633		1,633
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										2	2
事業年度中の変動額合計	－	－	－	△1	－	1,360	1,358	－	1,358	2	1,360
平成26年9月20日 残高	1,358	1,518	257	71	3,141	6,324	9,794	△0	12,671	0	12,672

注記事項

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

売価還元法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～39年

② 無形固定資産（リース資産を除く）定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が、平成20年9月20日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長期前払費用

均等償却

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度の計上はありません。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、過去の支給実績を勘案し、当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は、発生年度の翌年度に一括費用処理することにしております。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについて、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金の利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクの回避を目的として、個別契約毎に金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の適用要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社は、従来、有形固定資産の減価償却方法について、定率法を採用しておりましたが、当事業年度より定額法に変更いたしました。

この変更は、当事業年度において、中期経営計画のもと、「改正まちづくり三法」施行後初となるスーパーセンターの新規出店、新業態店舗の新規出店方針及び既存店舗の改装方針の策定を契機に、有形固定資産の減価償却方法を検討した結果、今後の有形固定資産の使用は長期的かつ安定的な利用が見込まれ、投資効果が安定的に実現すると見込まれることなどを総合し、耐用年数にわたり均等に費用を配分する定額法のほうが従来の定率法よりも使用実態を適切に期間損益に反映すると判断し行うものであります。

これにより従来の方法に比べ、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ354百万円増加しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度において、無形固定資産の「商標権」「電話加入権」「リース資産」は区分掲記いたしておりましたが、金額的重要性が乏しく、当事業年度より、「その他」に含めることといたしました。なお、当事業年度の無形固定資産の「その他」に含まれる「商標権」は0百万円、「電話加入権」は3百万円、「リース資産」は1百万円であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

投資有価証券	2百万円
リース投資資産	124百万円
計	126百万円

② 担保に係る債務

買掛金	29百万円
長期預り敷金保証金	117百万円
計	146百万円

(2) 財務制限条項

「1年内返済予定の長期借入金」及び「長期借入金」のうち8,700百万円については、財務制限条項が付されており、下記のいずれかの条項に抵触した場合、当該借入金の一括返済を求められる可能性があります。

(イ) 各事業年度の第2四半期会計期間及び決算期の末日における貸借対照表の純資産の部の金額を、直前の決算期の75%以上に維持すること。

(ロ) 各事業年度の決算期における損益計算書において、2期連続して営業損失、経常損失又は税引後当期純損失を計上しないこと。

5. 損益計算書に関する注記

受取損害賠償金

受取損害賠償金は、福島第一原発の事故により被ったPLANT-4大熊店の原発事故損失の一部として、東京電力（株）より支払い及び提示を受けた賠償額を計上しております。

出店計画中止損

出店計画中止損は、賃貸借仮契約解除による差入保証金放棄等であります。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	7,980,000株	—	—	7,980,000株
合計	7,980,000株	—	—	7,980,000株
自己株式				
普通株式	196株	—	—	196株
合計	196株	—	—	196株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成25年12月18日 定時株主総会	普通株式	143百万円	18円	平成25年9月20日	平成25年12月19日
平成26年4月28日 取締役会	普通株式	131百万円	16.5円	平成26年3月20日	平成26年5月16日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの次のとおり決議を予定しています。

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年12月18日 定時株主総会	普通株式	143百万円	利益剰余金	18円	平成26年9月20日	平成26年12月19日

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	28百万円
長期未払金	346百万円
退職給付引当金	370百万円
賞与引当金	159百万円
減価償却超過額	754百万円
資産除去債務	793百万円
その他	219百万円
繰延税金資産小計	2,671百万円
評価性引当額	△279百万円
繰延税金資産合計	2,392百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△38百万円
建物（資産除去債務）	△344百万円
繰延税金負債合計	△383百万円
繰延税金資産の純額	2,008百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年9月21日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の37.8%から35.4%になります。

この税率変更による影響額は軽微であります。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
建 物	130百万円	40百万円	89百万円	－百万円

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	14百万円
1年超	37百万円
合計	52百万円

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、新たな事業投資に備え、余資については主に流動性・安全性を重視した金融商品で運用を行っております。また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避する目的に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

敷金及び保証金は、主に店舗等の賃借に係るものであり、貸主の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、必要に応じて経理部でモニタリングを行い、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。なお、ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行及び管理については、取引権限を定めたデリバティブ管理規程に従っております。

営業債務や借入金は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当社では、月次で資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年9月20日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金及び預金	8,108百万円	8,108百万円	－百万円
投資有価証券	26	26	－
敷金及び保証金	2,068	1,833	△234
支払手形	700	700	－
電子記録債務	711	711	－
買掛金	6,011	6,011	－
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	9,894	9,892	△1
デリバティブ取引	－	－	－

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。なお、有価証券はその他有価証券として保有してあります。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、契約期間及び信用リスクを勘案し、将来キャッシュ・フローを国債利回り等の適切な利率で割り引いた現在価値により算定してあります。

負債

支払手形、電子記録債務、買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金

変動金利によるものは、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してあります。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してあります。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,588.05円
(2) 1株当たり当期純利益	204.76円

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年11月11日

株式会社 P L A N T

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 中 康 行 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 由 水 雅 人 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社P L A N Tの平成25年9月21日から平成26年9月20日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は、従来、有形固定資産の減価償却方法について定率法を採用していたが、当事業年度より定額法に変更している。

当該変更は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年9月21日から平成26年9月20日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制その他株式会社の業務の適正を確保する為に必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討をいたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行なった無償の利益供与、株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年11月14日

株式会社 P L A N T 監査役会

常勤監査役 佐藤 岩 雄 ⑩

監査役 西川 承 ⑩

監査役 白崎 利宗 ⑩

(注) 監査役西川 承及び監査役白崎利宗は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第33期の期末配当につきましては、当期の業績を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。なお、第33期は中間配当16円50銭を実施しており、年間配当は34円50銭となります。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき18円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は143,636,472円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成26年12月19日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため1名増員し、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	みった まさみ 三ッ田 勝規 (昭和17年6月29日)	昭和36年4月 水上商店勤務 昭和36年10月 三ッ田金物店に参加 昭和57年1月 当社設立、代表取締役社長就任 (現任)	200,000株
2	まつだ きょうかず 松田 恭和 (昭和35年3月12日)	昭和57年4月 株式会社熊谷組入社 平成7年2月 加賀電子株式会社入社 平成8年3月 当社入社 平成8年11月 当社取締役総務部長 平成16年12月 当社常務取締役総務部長 平成20年7月 当社常務取締役総務部長兼 経理部長 平成20年12月 当社常務取締役総務部長 平成23年5月 当社常務取締役社長室長 平成23年12月 当社専務取締役社長室長 平成25年9月 当社専務取締役社長室長兼 管理本部長 (現任)	90,000株
3	あさの しゅうたろう 浅野 守太郎 (昭和31年6月18日)	昭和50年4月 日産プリンス自動車販売株式会社入社 昭和57年1月 当社設立、取締役 平成10年4月 当社取締役商品第二部長 平成18年6月 当社取締役商品統轄部長兼 カテゴリー I 担当部長 平成20年3月 当社取締役営業企画部長 平成23年5月 当社取締役営業本部長兼 営業開発部長兼店舗運営部長 平成23年12月 当社常務取締役営業本部長兼 営業開発部長兼店舗運営部長 (現任)	180,000株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	かわい ひるまさ 河合 寛政 (昭和22年8月1日)	昭和41年4月 福弘商事株式会社入社 昭和59年4月 当社入社 平成3年11月 当社取締役商品部長 平成10年4月 当社取締役営業本部長兼商品第一部長 平成18年6月 当社取締役ストアプランニング部長 平成23年5月 当社取締役営業本部ストアプランニング部長 平成23年12月 当社常務取締役営業本部ストアプランニング部長(現任)	173,000株
5	おうくら きんいちろう 黄倉 金一郎 (昭和26年10月1日)	昭和45年4月 ジェレンク株式会社入社 昭和47年8月 株式会社家具のいしがみ入社 平成2年9月 当社入社 平成3年11月 当社取締役社長室長 平成10年4月 当社取締役商品第三部長 平成18年6月 当社取締役商品副統轄部長兼 カテゴリーⅡ担当部長 平成20年3月 当社取締役商品部統轄部長 平成23年5月 当社取締役商品本部長 平成23年12月 当社常務取締役商品本部長 (現任)	122,000株
6	みった よしふみ 三ツ田 佳史 (昭和43年4月7日)	平成3年5月 当社入社 平成4年5月 当社取締役 平成8年9月 有限会社ワイ・ティ・エー代表 取締役 平成11年12月 当社取締役辞任 平成15年7月 当社P L A N T - 3 滑川店店長 平成17年5月 当社P L A N T - 6 瑞穂店店長 平成18年12月 当社取締役P L A N T - 6 瑞穂 店店長 平成19年6月 当社取締役店舗運営部西日本担 当部長 平成20年3月 当社取締役商品部副統轄部長 平成23年5月 当社取締役商品本部ノンフーズ 部長(現任) 平成23年10月 有限会社ワイ・ティ・エー取締 役(現任)	200,000株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	みった たいじ 三ッ田 泰二 (昭和45年1月2日)	昭和63年4月 株式会社まるまん入社 平成5年5月 当社入社、取締役 平成10年7月 当社取締役食品部長 平成23年5月 当社取締役商品本部食品部長 (現任)	200,000株
8	どうまえ なおき 堂前 直樹 (昭和30年12月14日)	昭和53年4月 株式会社福井銀行入行 平成19年6月 株式会社福井銀行春江エリア統 轄店長兼春江支店長 平成21年4月 当社入社、経理部長 平成21年12月 当社取締役 平成23年5月 当社取締役管理本部経理部長 (現任)	2,000株
9	あさくら ひろみつ 朝倉 啓充 (昭和28年11月8日)	昭和51年4月 株式会社まるまん入社 平成9年10月 当社入社 平成11年1月 当社P L A N T－3川北店店長 平成12年10月 当社P L A N T－3滑川店店長 平成15年8月 当社P L A N T－5見附店店長 平成18年1月 当社店舗運営部部長 平成20年4月 当社店舗運営部新潟地区エリア マネージャー 平成22年10月 当社店舗運営部新潟福島地区エ リアマネージャー 平成23年5月 当社営業本部店舗運営部新潟福 島地区エリアマネージャー 平成25年9月 当社営業本部店舗運営部西日本 地区エリアマネージャー (現任) 平成25年12月 当社取締役(現任)	10,200株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
10	しまだ しゅんいち 島田 俊一 (昭和31年10月6日)	昭和54年4月 小玉株式会社入社 昭和59年3月 株式会社南天堂入社 平成9年2月 当社入社 平成16年8月 当社P L A N T－3川北店店長 平成18年1月 当社P L A N T－5大玉店店長 平成20年3月 当社店舗運営部福島地区エリア マネージャー兼P L A N T－5 大玉店店長 平成22年10月 当社店舗運営部西日本地区エリ アマネージャー 平成23年5月 当社営業本部店舗運営部西日本 地区エリアマネージャー 平成25年9月 当社営業本部店舗運営部東日本 地区エリアマネージャー (現任) 平成25年12月 当社取締役(現任)	7,600株
11	* いといがわ まさゆき 糸魚川 雅行 (昭和29年1月31日)	昭和48年4月 日本能率コンサルタント株式会 社入社 昭和54年4月 共同コンピュータ株式会社入社 平成16年2月 当社入社、システム部長(現任)	5,100株

- (注) 1. *印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役西川 承氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
にしかわしょう承 西川 (昭和32年11月13日)	平成6年3月 公認会計士登録 平成10年10月 西川公認会計士事務所設立、同所所長(現任) 平成11年9月 監査法人ナカチ東京事務所入所、同所社員(現任) 平成11年12月 当社監査役(現任) 平成23年6月 福井コンピュータホールディングス株式会社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 西川公認会計士事務所所長 福井コンピュータホールディングス株式会社社外監査役	1,000株

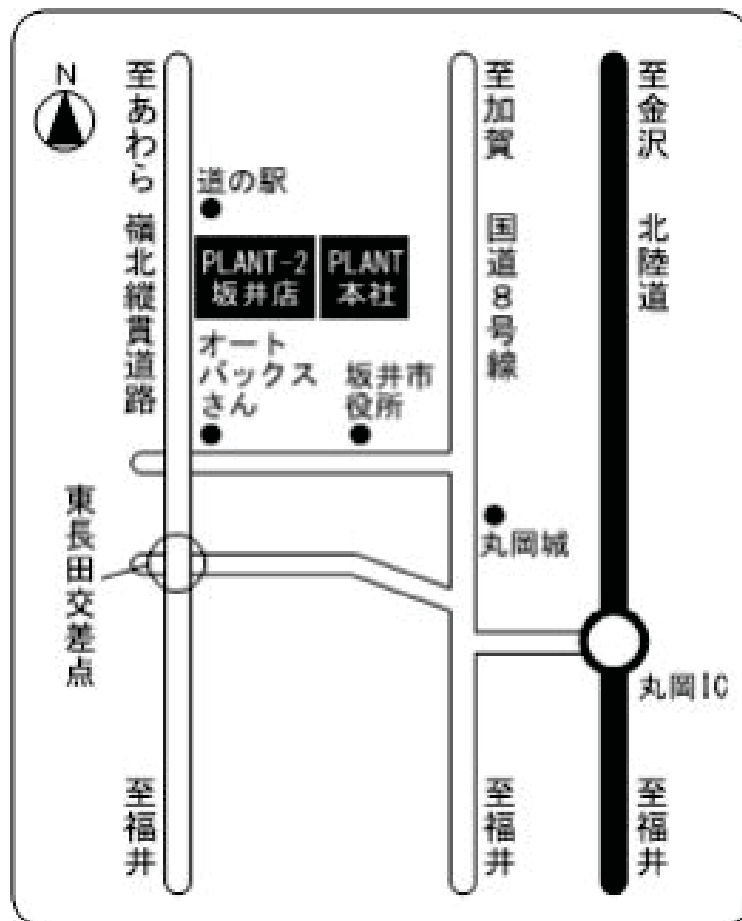
- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 西川 承氏は社外監査役候補者であります。
3. 西川 承氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての財務及び会計に関する幅広い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしております。また、西川 承氏の当社の社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって15年となります。
4. 当社は、社外監査役がその期待される役割を十分発揮できるように、西川 承氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額としております。
5. 当社は、東京証券取引所に対して、監査役西川 承氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

以上

会場ご案内図

株式会社 **PLANT** 本社

☎919-0521 福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1
TEL (0776) 72-0300(代)



J R ご利用の場合

北陸本線「芦原温泉駅」よりタクシーで約15分